

### (3) 排出基準を満たしていない車は、いつまで使えますか？

基準を満たしていない使用過程車については、初度登録日（新車として登録された日）から起算して車種ごとに次のような猶予期間が設けられています。

例えば、排出基準非適合の普通貨物自動車については、平成元年6月1日に初度登録されたものの使用可能最終日は、平成15年9月30日以降の自動車検査証の有効期間が切れる日、平成9年6月1日に初度登録

特定自動車の種別	初度登録年月日別
普通トラック	平成元年9月30日以前 平成元年10月1日～平成5年9月30日 平成5年10月1日～平成8年9月30日 平成8年10月1日～平成14年9月30日
小型トラック	平成2年9月30日以前 平成2年10月1日～平成6年9月30日 平成6年10月1日～平成9年9月30日 平成9年10月1日～平成14年9月30日
大型バス (定員30人以上)	昭和61年9月30日以前 昭和61年10月1日～平成2年9月30日 平成2年10月1日～平成5年9月30日 平成5年10月1日～平成14年9月30日
マイクロバス (定員11人以上30人未満) 特種自動車 (車検期間が1年のもの)	昭和63年9月30日以前 昭和63年10月1日～平成4年9月30日 平成4年10月1日～平成7年9月30日 平成7年10月1日～平成14年9月30日
特種自動車 (車検期間が2年のもの)	昭和63年9月30日以前 昭和63年10月1日～平成4年9月30日 平成4年10月1日～平成7年9月30日 平成7年10月1日～平成14年9月30日
ディーゼル乗用車 (車検期間が1年のもの)	平成元年9月30日以前 平成元年10月1日～平成5年9月30日 平成5年10月1日～平成8年9月30日 平成8年10月1日～平成14年9月30日
ディーゼル乗用車 (車検期間が2年のもの)	平成7年9月30日以前 平成7年10月1日～平成14年9月30日

排出基準に適合しない使用過程車の使用可能最終日の一覧表

### 排出基準に適合しない普通貨物自動車

- 例 初度登録年月日が平成元年10月1日～平成5年9月30日の普通貨物自動車
- 特定期日：平成16年9月30日（使用可能最終日：平成16年9月30日以降の有効期間の満了日）
  - ➡ 激変緩和措置：代替する基準適合車の供給に支障が生じるため猶予期間を1年間延長

されたものの使用可能最終日は、平成18年5月31日以降の自動車検査証の有効期間が切れる日となります。  
 使用過程車については、ユーザーに周知するため平成14年8月上旬以降車検の際に自動車検査証の備考欄に排出基準への適否、使用可能最終日などを打ち出しています。

使用可能最終日
平成15年9月30日以降の検査証の有効期間満了日 平成16年9月30日以降の検査証の有効期間満了日 平成17年9月30日以降の検査証の有効期間満了日 初度登録日から起算して9年間の末日に当たる日以降の検査証の有効期間満了日
平成15年9月30日以降の検査証の有効期間満了日 平成16年9月30日以降の検査証の有効期間満了日 平成17年9月30日以降の検査証の有効期間満了日 初度登録日から起算して8年間の末日に当たる日以降の検査証の有効期間満了日
平成15年9月30日以降の検査証の有効期間満了日 平成16年9月30日以降の検査証の有効期間満了日 平成17年9月30日以降の検査証の有効期間満了日 初度登録日から起算して12年間の末日に当たる日以降の検査証の有効期間満了日
平成15年9月30日以降の検査証の有効期間満了日 平成16年9月30日以降の検査証の有効期間満了日 平成17年9月30日以降の検査証の有効期間満了日 初度登録日から起算して10年間の末日に当たる日以降の検査証の有効期間満了日
★平成15年9月30日以降の検査証の有効期間満了日 平成16年9月30日以降の検査証の有効期間満了日 平成17年9月30日以降の検査証の有効期間満了日 初度登録日から起算して10年間の末日に当たる日以降の検査証の有効期間満了日
平成15年9月30日以降の検査証の有効期間満了日 平成16年9月30日以降の検査証の有効期間満了日 平成17年9月30日以降の検査証の有効期間満了日 初度登録日から起算して9年間の末日に当たる日以降の検査証の有効期間満了日
平成16年9月30日以降の検査証の有効期間満了日 初度登録日から起算して9年間の末日に当たる日以降の検査証の有効期間満了日

(★) 平成14年9月30日現在において、検査証の有効期間の残余期間が1年を超える自動車にあっては、「平成15年9月30日」を「平成16年9月30日」と読み替える。

